

学会からの連絡

定款・細則の変更について

古屋 貴章*

Explanation of Changes in the Articles of Memorandum and Bylaws

Takaaki FURUYA *

1. はじめに

2017年8月2日に開催された第15回日本加速器学会年会の総会において採択された定款、細則の修正内容および新たに制定された倫理綱領について報告する。

2016年の第14回総会で、定款および細則の修正が提案された。その主旨は以下の3点である。(1) 定款に「社会への貢献」の文言を入れてはどうか、(2) 学会の運営を規定する細則の修正を年1回の総会から評議員会の決議にすることで対応を早くし、会員へは総会や学会誌で報告することにしてはどうか、(3) 現在の定款・細則には倫理に関する条項がないが、定める必要はないか。これを受けて、規定等改定検討委員会を立てて審議することにした。

9月に20名からなる検討委員会を設置し、11月に委員会を開催して議論、その後のメール審議を経て2017年3月に草案を作成した。評議員会は4月にその草案を審議し修正するとともに全会員への提示を決定した。それに従い全会員への1ヶ月の提示と意見募集の後、その意見を反映した修正案を6月の評議員会で採択し、再び全会員へ提示するとともに8月の総会での採択を通知した。

8月2日の総会では定款、細則、倫理綱領を一件ずつ採択した。総会開催時点での総正会員数は882名、出席者180名、委任状28通に対し、委任状を含めると定款193票、細則200票、倫理綱領200票の賛成を得て、いずれも規定である

出席者の3/4を超えて採択された。

以下に定款、細則の変更点並びに倫理綱領を示す。

2. 定款の変更点

定款の変更点は以下の通りである。

第2条：学会の目的に「社会に貢献する」という文言を追記した。

第4条：これまで細則の変更は「評議員会が提案し総会で承認する」ことになっていたが、「評議員会が制定し、それを総会に報告する」ことにした。ただし会費の変更については、これまで通り総会の議決を必要とする。

第7条：「個人または団体」との表現に企業を追加して「個人、企業または団体」とした。

第9条：「正会員および名誉会員」を「正会員、名誉会員、賛助会員」に修正した。

第21条：評議員会の採決には原則として過半数を必要とするが、細則には役員の交代など2/3の賛成が必要な場合が規定されているため、「細則に別に定めのある事項はこのかぎりではない」を追記した。

附則：新しい定款は平成29年8月2日より施行することを附則に明記した。また定款には西暦と和暦が混在しているので、和暦に統一し、本定款の施行を平成29年8月2日とした。

3. 細則の変更点

細則の変更点は以下の通りである。

第7条2項：次期会長選挙において、候補者は

* 高エネルギー加速器研究機構 KEK, High Energy Accelerator Research Organization
(E-mail: takaaki.furuya@kek.jp)
日本加速器学会庶務幹事

選挙前に学会の運営方針を表明することを義務づけた。

第19条：これまで会員名簿についての具体的な規定がなかったので、個人情報の保護を目的とする2つの項目を定めた。第1項には、会員は名簿の開示が必要な場合は理由を添えて事務局に申請することができることを定めた。第2項では、事務局は開示を要求された当人の許可を得た上で、その連絡先を開示できるとした。

第29条：細則の変更は、2/3以上が出席する評議員会において過半数の賛成により決議され、施行されることを定めた。

第30条：細則を変更したときは、総会および学会誌上で報告することを明記した。

附則第1条：役員交代についてはこれまで評議員会の2/3以上の賛成が必要とされているので、この場合は第29条に定める過半数の賛成は適用されないという断りを付けた。

細則にある年号を和暦に統一し、施行を平成29年8月2日とした。

4. 倫理綱領

倫理に関する条項は、定款や細則に含めるので

はなく、倫理綱領として別に定めることにした。第6条までの6項目からなる。

第1条：学問の発展と社会貢献をめざし、不断の努力と自己規律を求める。

第2条：法令や規範の遵守を求める。

第3条：職務や地位を不当な個人的利益に利用することを禁ずる。

第4条：知的財産の保護。

第5条：誹謗中傷を禁ずる。

第6条：ねつ造や改ざんなどの不正を禁ずる。

付記：倫理に関わる問題が生じたときは評議員会が審議し裁定する。

今回の審議においては多くが軍事研究に関する明文化についての議論であったが、現時点では会員の議論が未熟として、倫理綱領には含めないことにした。

総会では、今後は軍事研究に関する議論を深めることの必要性が提案され、会長からは告発があった場合の学会としての対応を検討したいとの見解が示された。

以上

平成 29 年 8 月 2 日 改訂

平成 21 年 8 月 6 日 改訂

平成 15 年 8 月 4 日 改訂

第 1 章 総 則

第 1 条 本会の名称は、日本加速器学会とする。

第 2 条 本会は、加速器科学、加速器技術およびこれ等に密接に関連する学問の進歩発展を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年会、講演会等の学術的会合の開催
2. 学会誌、その他の出版物の刊行
3. 関連諸団体および研究機関との研究連絡、情報交換ならびに事業協力
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

第 4 条 この定款の実行に必要な細則および規定は、評議員会が制定し、総会に報告するものとする。ただし、会費の変更については第 8 条の定めによる。

第 2 章 会 員

第 5 条 会員は、正会員、賛助会員、購読会員および名誉会員からなる。

第 6 条 正会員は、第 2 条の目的に照らし評議員会によってその入会が適切と認められた個人とする。賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業または団体で、評議員会によってその入会が適切と認められたものとする。購読会員は、本会の学会誌の購読を希望する個人、企業、または団体とする。名誉会員は、本会および関連分野における長年の功績が認められた個人とする。

第 7 条 本会に入会、あるいは本会を退会しようとする個人、企業または団体は、細則に定められた手続きに従うものとする。

第 8 条 会員は、細則に定める会費を前納しなければならない。会費の変更については、総会の承認を得なければならない。

第 9 条 正会員、名誉会員、賛助会員は、本会が主催する各種の学術的会合に参加することができる。

第 10 条 正会員および名誉会員は、学会誌に寄稿することが出来る。ただし、その掲載の可否は、細則の定める編集委員会の決定による。

第 11 条 会員は、学会誌の配布を受けることができる。ただし、会費を滞納した会員に対しては、その配布を停止する。

第 12 条 会員は、正当な理由なくして会費を 1 年以上滞納したとき、本会の名誉を傷つけたとき、あるいは本会の目的に反する行為を行ったとき、評議員会の評決を経て退会させられる。

第3章 会長、評議員、監事および幹事等

第13条 本会に会長、評議員および監事を置く。

第14条 会長、評議員および監事は細則に定めるところにより、正会員のなかから正会員により選出される。会長ならびに評議員は監事を兼ねることができない。

第15条 本会に会長および評議員からなる評議員会を置く。評議員の定数の変更は、総会の承認を得なければならない。

第16条 監事の定数の変更は、総会の承認を得なければならない。

第17条 本会に会長および幹事数名からなる幹事会を置く。幹事は、会長により正会員のなかから指名され、評議員会の承認を得なければならない。次期の会長に選出された者は、選出された時点で幹事会に加わるものとする。

第18条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会および評議員会を招集してその議長となる。

第19条 会長は、就任時に評議員のなかから会長代理候補一名を指名しなければならない。

第20条 会長に事故があるとき、会長が辞任した場合または会長が罷免された場合には、会長代理候補が会長代理として職務を代行する。新たな会長の選出は細則の定めるところとする。

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、総会の決定した基本方針に従い、運営事項を審議決定する。評議員会の議事の可否は出席評議員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、細則に別に定めのある事項はこのかぎりではない。

第22条 評議員および監事に欠員が生じた場合、会長は細則に定めるところにより、すみやかに補充しなければならない。

第23条 評議員会は、必要と認めた場合、期間を定めて特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長は正会員の中から評議員会が指名する。

第24条 監事は、本会の財務状況を監査する。不整の事実を発見したときは評議員会および総会に報告しなければならない。

第25条 幹事会は、評議員会で承認された運営方針に基づいて業務を行う。幹事は、庶務、会計、編集、行事、広報、その他の会務を担当し、会長を補佐する。

第26条 幹事会の会務を遂行するため、細則の定める常置委員会を置く。

第27条 会長の任期は一期2年とし、最長二期までとする。評議員の任期は一期2年とし、連続して三期務めることはできない。監事の任期は一期2年とし、連続して三期務めることはできない。会長、評議員および監事の任期は、各々4月1日から翌々年の3月31日までとする。

第28条 会長、評議員および監事は、任期終了後も、次期の会長、評議員および監事が就任するまでの間、職務を行う。

第29条 会長、評議員および監事は、次のいずれかに該当する場合、細則に定めるところにより罷免される。

1. 健康上の理由などにより職務の遂行が困難となった場合
2. 本学会の名誉を傷つけるなど、その職務にふさわしくない言動・行動があった場合

第30条 会長、評議員および監事の辞職については、細則の定めるところによる。

第4章 総 会

第31条 総会は、正会員および名誉会員により組織され、本会運営の基本方針を決定する。

第32条 定例総会は、年1回開催とする。

第33条 臨時総会は、評議員会が必要と認めた場合、これを開催することができる。

第34条 会長は、総会開催の日時、場所および議題を、開催の2週間以前に正会員および名誉会員に通知しなければならない。

第35条 総会は、正会員と名誉会員を合わせた1/10を超える出席をもって成立する。ただし、委任状によって意思を表示した正会員および名誉会員は、出席会員とみなす。総会の議事の可否は出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第5章 会 計

第36条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条 本会の収支決算は、評議員会の承認を得た後、会員に公表されなければならない。

第6章 定款の変更ならびに解散

第38条 定款の変更は、評議員会の2/3以上の賛成をもって提案することができる。

第39条 定款の変更の提案から総会までの期間は、少なくとも一ヶ月以上としなければならない。

第40条 定款の変更は、総会における出席会員の3/4以上の賛成をもって決定される。

第41条 本会を解散するには、評議員会および総会のそれぞれにおいて、評議員現在数および正会員と名誉会員を合わせた現在数の3/4以上の議決を経なければならない。

第42条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、評議員会および総会のそれぞれにおいて、評議員現在数および正会員と名誉会員を合わせた現在数の3/4以上の議決を経て、本会の目的に類似の事業に寄付するものとする。

第7章 事 務 局

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の組織、運営などは評議員会の議を経て会長が定める。

附 則

この定款は平成16年4月1日より施行する。

附 則

この定款は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この定款は平成29年8月2日より施行する。

平成 29 年 8 月 2 日 改訂
平成 21 年 8 月 6 日 改訂
平成 15 年 8 月 13 日 改訂

第 1 章 会員および会費

- 第 1 条 本会に正会員として入会を希望する個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出する。学生は、その身分を証明できる書類を添付しなければならない。学生の身分を失ったときは、直ちに本会に届け出なければならない。
- 第 2 条 本会に賛助会員として入会を希望する個人または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出する。
- 第 3 条 本会に購読会員として入会を希望する個人または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出する。
- 第 4 条 名誉会員は、複数の正会員によって推薦され、評議員会の審査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第 5 条 本会からの退会を希望する会員は、その旨を本会に届け出なければならない。
- 第 6 条 正会員の会費は、年額 6,000 円 とする。ただし、学生の会費は、年額 2,000 円 とする。賛助会員の会費は、年額一口 10,000 円、五口以上とする。購読会員の会費は、年額 10,000 円 とする。名誉会員の会費は、これを免除する。

第 2 章 会長の選出

- 第 7 条 会長の選出は次の方法による。
1. 会長は、会長任期 2 年目の 8 月 31 日以前に、正会員に次期会長候補者の推薦を求め、10 名以上からの推薦があり、かつ本人の同意を得られた者が次期会長候補者となる。ただし、この手続きにより次期会長候補者が得られなかった場合は、評議員会は 1 名の候補者を推薦しなければならない。
 2. 会長は、会長任期 2 年目の 10 月 31 日以前に、次期会長候補者全員の氏名、所属を正会員に通知して投票を求める。また次期会長候補者は正会員への通知前に学会の運営方針等を表明し、会長はそれを会員に周知しなければならない。
 3. 候補者が複数の場合には、最高得票者を次期会長とする。ただし、票数が同じ場合は、くじにより決定する。
 4. 候補者が 1 名の場合は、信任投票とし、有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。

第3章 評議員の選出

第8条 評議員の選出は次の方法による。

1. 評議員の定数は30名とし、うち最大5名までを企業枠とする。会長は、評議員任期2年目の8月31日以前に、正会員に次期評議員候補者10名以内の推薦を求め、3名以上によって推薦された者が次期評議員候補者となる。ただし候補者が40名に満たない場合は、評議員会が不足数の候補者を推薦する。
2. 会長は、評議員任期2年目の10月31日以前に、次期評議員候補者全員の氏名、所属を正会員に通知して投票を求める。得票数の上位30名を次期評議員とする。ただし、票数が同じ場合はくじにより決定する。

第4章 監事の選出

第9条 監事の選出は次の方法による。

1. 監事の定数は2名とする。
2. 監事は正会員のなかから評議員会により推薦され、総会において承認される。

第5章 評議員会

第10条 会長は、必要に応じて評議員会を開催することができる。また1/5以上の評議員から要求があった場合、会長は評議員会を開催しなければならない。

第11条 会長は、評議員会開催の日時、場所および議題を開催の1週間以前に評議員に通知しなければならない。

第6章 常置委員会

第12条 常置委員会として編集委員会、行事委員会および広報委員会を置く。これらの常置委員会は、それぞれ別に定める規定により運営される。

第7章 学術的会合

第13条 年会は、会員および名誉会員が、加速器に関わる研究、技術、運転等の発表および討論を行うことを主目的として開催する。

第14条 年会の開催は年一回とする。分科会、研究会、講演会、講習会等は必要に応じて開催する。これら学術的会合の期日、開催地等は、評議員会の議を経て決定し、会員に通知する。

第15条 本会の主催する学術的会合への非会員の参加については、各種研究会等の団体の意向を尊重し、評議員会が定める。

第8章 刊行物

第16条 本会は、学会誌を年2回以上発行する。

第17条 学会誌には、総合報告、研究報告、本会記事および会告等を掲載する。

第 18 条 本会は、インターネットなどの電子媒体により会員への情報提供、社会への広報活動などを行う。

第 19 条 本会は、会員名簿を事務局に備え置く。

1. 会員は名簿の開示をその理由を添えて事務局に申請できる。
2. 事務局は開示を要求された会員の許可を得た上で、その連絡先および所属を申請した会員に開示できる。ただし、各種委員会の業務遂行において必要な場合にはこのかぎりではない。

第 20 条 電子媒体を含む本会の刊行物の著作権と、その刊行物の複写の行使に関わる権利（複写権）は本会に帰属する。

第 9 章 役員の交代

第 21 条 会長、評議員および監事は、辞職を申し出ることができる。

第 22 条 会長、評議員および監事の辞職は、評議員会の過半数の承認によって有効となる。

第 23 条 定款の定めるところにより、会長代理は就任から二ヶ月以内に正会員による信任投票を実施し、会長として信任されなければならない。有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。

第 24 条 会長の残りの任期が四ヶ月に満たない場合、信任投票は行わない。

第 25 条 評議員の補充は次の方法による。

1. 会長は、前回評議員選挙において現評議員を除いて得票数の最も高かった者を、本人の同意を得て評議員とする。
2. 評議員の残りの任期が二ヶ月に満たない場合、これを必要としない。

第 26 条 監事の補充は次の方法による。

1. 評議員会は、正会員のなかから監事を選出し決定する。
2. 監事の残り任期が二ヶ月に満たない場合、これを必要としない。

第 27 条 会長の罷免は次の方法による。

1. 会長の罷免は、評議員会の 2/3 以上の同意によって発議される。
2. 評議員会は、発議にもとづき臨時総会を招集する。罷免は、定款 35 条に定める出席会員の 3/4 以上の賛成をもって成立する。

第 28 条 評議員および監事の罷免は、評議員会において発議され、出席者の 3/4 以上の賛成をもって成立する。

第 10 章 細則の変更

第 29 条 細則の変更は、定員の 2/3 以上が出席する評議員会において過半数の賛成をもって決議され、施行される。

第 30 条 細則の変更は、その決議日以降の最も近い総会において報告された後、さらに学会誌上においても報告されなければならない。

付 則

第 1 条 細則第 9 章（役員の交代）に含まれる条文の変更については、第 29 条の「過半数」とあるのは「2/3 以上」と読み替えるものとする。

第 2 条 この細則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。但し、設立時の会長および評議員の選出については、細則第 7 条の会長の選出および細則第 8 条の評議員の選出の手続きを準用して発起人が選出する。この場合、細則において会長が行う手続きは発起人代表が、評議員会が行う手続きは発起人会が、また正会員が行う手続きは発起人が行うものとする。この手続きで選出された会長候補者および評議員候補者は、設立総会の承認を得て、会長および評議員となる。この場合、特例として、定款第 27 条の規定にかかわらず、任期を平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この細則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は平成 29 年 8 月 2 日より施行する。

日本加速器学会 倫理綱領

日本加速器学会員は、その活動を通じて加速器科学、加速器技術およびこれ等に密接に関連する学問の発展と社会公益に貢献するために、適用される法令と共に以下の倫理綱領を遵守しなければならない。

- 第1条 会員は日本加速器学会の活動を通じて学問の発展と社会に貢献するため、不断の努力と自己規律に努める。
- 第2条 会員は法律・法令を遵守し、社会的規範に則って研究活動を行う。
- 第3条 会員は高い倫理意識を持って社会への貢献を認識し、その職務や地位を不当な個人的利益の追求に利用してはならない。
- 第4条 会員は他人の知的財産を侵害してはならない。
- 第5条 会員は他人の研究活動や成果を尊重し、誹謗中傷してはならない。
- 第6条 会員は加速器学会の刊行物への投稿や年会での発表・報告を公正に行い、改ざんや盗用などの不正行為を行ってはならない。

付記

学会は、会員の活動について上記倫理綱領に関わる問題が提起された場合は、評議員会において審議し、裁定するものとする。

以上